

各障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長
(公印省略)

令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る実績報告の提出
について(依頼)

令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算及び令和2年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る実績報告書の
提出期限等をお知らせしますので、期限内に下記4の提出先に必要書類を提出してください。

なお、下記の内容及び必要書類の様式等について、当課ホームページに掲載していますのでご承知ください。

(担当)生活支援・指導担当 西川 電話0857-26-7866

記

1 提出期限

区分	提出期限
令和2年度末まで継続して本加算を算定した場合	令和3年7月30日(金) <必着>
令和2年度途中で本加算算定を終了(中止)した場合	令和2年度における最終の加算受給月の翌々の末日まで (例:事業所廃止(2月末)→最終加算の受給(4月)→実績報告期限(6月末)) ※末日が閉庁日の場合は、前閉庁日まで

※実績報告は、加算の算定要件の一つであり、提出期限までに実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる可能性があります。必ず期限までに報告してください。

2 提出書類

別紙様式3-1(実績報告書)、別紙様式3-2(施設・事業所別個表)

別紙様式3-3(障害福祉サービス等処遇改善実績報告書) ※別紙様式3-3は該当の場合のみ提出

※様式は、鳥取県ホームページに掲載しています。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/254604.htm>

3 提出方法

郵送による

4 提出先及び問合せ先

届出先	担当	所在地	電話番号 (FAX番号)
鳥取市長	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室	〒680-8571 鳥取市幸町71	0857-30-8205 (0857-20-3043)
中部総合事務所長	中部総合事務所 県民福祉局共生社会推進課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3120 (0858-23-4803)
西部総合事務所長	西部総合事務所 県民福祉局共生社会推進課	〒683-0802 米子市東福原1-1-45	0859-31-9314 (0859-34-1392)

5 留意事項

(1) 実績報告書の提出に当たっては、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和2年3月6日付障障発0306第1号厚生労働省社会・援護局通知)」を熟知の上、御提出をお願いします。

(2) 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、実績報告書提出時に添付していただく必要はありませんが、書類が適切に作成・保管されていることを確認し誓約いただくとともに、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管していただくようお願いいたします。